

日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会

令和 6 年度 第 3 回 常任幹事会レポート



去る令和 6 年 10 月 2 日(水)に開催された標記会議内容についてお知らせします。

議題 1. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 諸規定の改定について

(1)登録基準細則(登録基準(1)③の移行措置の取扱い)について

事務局から、登録基準細則(登録基準(1)③の移行措置の取り扱い)における改定案と移行措置期間について説明した。協議の結果、対象となる資格の範囲の拡大および移行措置期間については承認され、指導者の配置の定義については引き続き検討を進めることとなった。

登録基準細則全体の改定については、指導者の配置の検討後に改めて審議することとした。

○18 歳以上の大人が集まるサークルに、親が連れてきた子どもが参加しているケースも想定される。この場合だと今回の改定案では指導者が必要となるケースに該当するが、実際にこのようなケースがどれくらいあるのかということも踏まえて、参加する年齢を「主に 18 歳以上」とする等、どれくらい厳密に判断していくか検討する必要がある。

【事務局から上記に関する回答】

今回提示した改定案では、18 歳以下の参加者がいる場合の活動には、参加者数にかかわらず指導者が必須ということになる。しかし、クラブの実態を踏まえたうえでどこまで厳密に審査するのか改めて検討したい。

○例えば、指導者を必要とせず動画をみて自分たちだけで活動をするケースも想定できる。JSPO の公認スポーツ指導者を養成していない競技・種目のサークル活動でも指導者は必要なのか。

【事務局から上記に関する回答】

JSPO が公認スポーツ指導者を養成していない競技・種目については、現時点で指導者必須の有無を言及していない。

○サークル活動に果たして指導者が必要なのか。楽しむ目的で実施している活動もある中で、このような活動に指導者を無理に位置づけなくても良いのではないのか。教室に関しては指導するのであれば資格保有者は必須だと思うが、複数の活動に少なくとも 1 名指導者を置くだけでよいのであれば、ここまで厳密に対象となる競

技・種目および活動形態を整理する必要はないのではないか。それとも、それぞれの活動に少なくとも 1 名の指導者を必要とすることなのか。

○企画部会において、クラブの活動としている以上は、サークルでも 18 歳未満が参加する活動に関しては、安全管理の責任者という観点から有資格者が必要であるということになった。

○ここで言及している指導者は、指導の力量が高い人というよりは、何かあったときの責任者という意味合いの方が強い。その上でアシスタントマネージャーや基礎資格でも、養成講習会のカリキュラム上、指導に必要な内容を共通して学んでいるとの解釈から、資格の対象範囲を広げている。1 人の指導者が何教室分の管理をできるのか、指導者の配置の定義については検討が必要である。

○指導者はすべての活動にそれぞれ 1 人いる必要があるのか。団体として 1 人いれば同一の指導者でもよいのか。企画部会では、どちらの前提で協議を行ったのか。

【事務局から上記に関する回答】

企画部会では、同一の指導者をいくつの教室やサークルに配置できるのかについては、今後定義する必要があるという結論になっている。

○配置の定義については最低こうあるべきであるといった方針を明確に示すべきではないか。

○対象とする資格は JSPO の公認資格だけにするのか。今後対象となる資格を整理する際に JSPO 以外の資格も対象とすることも踏まえて検討していく必要があるのではないか。

○JSPO 以外にも多様な資格の保有者がいるが、特に健康運動指導士は資格を保有していることで事業の委託につながることもあり、さらには時間・お金をかけて取得する資格であるため JSPO 公認スポーツ指導者資格と同等と扱うことは考えられるのではないか。現段階で資格の良し悪しを判断するのは難しいが、移行期間の中で日本パラスポーツ協会の資格や健康運動指導士等を登録基準における指導者資格として認めることを検討する必要があるのではないか。指導者のモチベーションを上げることにもつながると思う。

○他の民間団体が発行している資格を対象とすると、それぞれの資格の良し悪しを判断することが必要となり、非常に難しいのではないか。配置の定義については、スポーツ少年団と同様に、複数種目に同一人物の配置でもよいのではないか。

【事務局】

スポーツ少年団では、1 つの単位団で複数の種目を実施する場合でも、有資格者が少なくとも 2 名以上いればよいとしている。複数の単位団で同一人物が重複して指導者登録をしている場合はそれぞれに登録料を必要としているが、市町村や都道府県によって重複を不可としているかもしれない。

○改定案の基本的な本筋は外さずに、有資格者の配置の定義については引き続き検討が必要であるとする。対象とする資格の範囲については広げること自体は賛成である。

○基本的な方向性には賛成だが、それぞれの資格で何を学んでいるのか、指導者に必要な内容が必ず含まれているのかということを確認する必要があるのではないか。指導をするうえで必要な内容を学ぶことができて

いるのであれば、対象とする資格の範囲を拡大しても問題ないと思う。配置の定義については、各活動に指導者の配置を必須とすると、現行の基準から厳しくなるようにも聞こえるが、この基準における配置の定義をどのように捉えているのか明確にする必要があると感じる。

【事務局から上記に関する回答】

公認スポーツ指導者のカリキュラム上では、改定案で対象を拡大した資格は必ずスポーツ倫理やコーチング、リスクマネジメント等、指導者に求められる最低限の内容を学ぶことになっている。

○必ず活動する場所に有資格者がいなければならないというのは、現実的に難しいと考える。配置の定義について、この基準では活動に対する責任者として指導者を捉えるとよいのではないか。

○将来、スポーツ少年団との連携を深めるのであれば、複数の活動に同一の指導者の配置でもよいと思う。この配置の定義は明確にしておかないと、解釈の仕方が様々になってしまうと考える。

○基準を厳しくしすぎると登録クラブが減り、登録クラブを増やしたいという趣旨からそれてしまうことも考えられるが、目指すべき方向性を明確に示したうえで登録クラブ数が減ってしまうことは仕方ないと感じる。

○JSPO 公認スポーツ指導者資格以外の資格に関して、現在検討中の認証制度の基準案を確認した際に急に厚生労働省の資格等も含まれていることに違和感があったため、今回の改定案に JSPO 公認スポーツ指導者資格「または同等の資格を有する者」と追記し、あくまで JSPO の公認スポーツ指導者資格を取得してほしいという方向性は示しつつも、他団体の資格も受け入れる姿勢も見せていく必要があるのではないか。

【協議の結果】

★承認された内容

- ①対象となる資格の範囲の拡大→スポーツリーダーを除く JSPO 公認スポーツ指導者資格を対象とする。
- ②令和 12 年度登録申請時から移行措置期間を終了する。

★継続協議となった内容

- ・指導者の「配置」の定義について
- ・JSPO 公認スポーツ指導者資格以外の資格の取扱いについて

(2)登録クラブ個人情報の取扱いについて

事務局から、第 2 回常任幹事会において、継続協議としていた「登録クラブ個人情報の取扱い」について、再検討した改定案を説明し、協議の結果、改定案の内容にて改定することが承認された。

※改定対比表は文末参照

〈意見〉

なし

議題 2. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 都道府県独自基準の策定について

事務局から、佐賀県と熊本県から申請のあった独自基準(案)を説明し、協議の結果、双方の独自基準とも承認された。

〈意見〉

なし

議題 3. ブロック別クラブネットワークアクション 2024 について

事務局から、ブロック別ネットワークアクション 2024 におけるプログラム内容(共通プログラムおよび情報提供)と実施後アンケート(案)について説明した。また、常任幹事が各ブロックの準備状況について報告した。

〈主な意見〉

○事後アンケートはオンラインで回答するのか。若者も多く参加するため、アンケートに QR コードを貼り付けて即回答できるようにしてはどうか。

【事務局から上記に関する回答】
独自資料に QR コードを掲載する。

○自ブロックでは、若者プロジェクトを実施して 5 年目になる。若者自身が役割を担う体制を作っていかなければ人材育成は進まないと考える。その上で今後、参画者への旅費や謝金など予算の使い方またはブロック別ネットワークアクションの在り方自体も改めて検討していかなければならないと考える。

○現在の実施形態で開催するようになって 10 年以上経過していることもあり、予算の使い方等、ブロック別クラブネットワークアクション全体の見直しは必要と考える。しかし、助成金をもとに開催している事業である以上来年度から変えることは難しい。今から再来年度どうするかということ含めて全体の見直しを検討すればよいのではないかと。

【事務局から上記に関する回答】
内容によっては来年度から取り組めることもあると思うため、次回以降の常任幹事会において検討いただきたい。

議題 4. 令和 6 年度第 2 回総会の内容について

事務局から、令和 6 年度第 2 回総会の内容について説明した。協議の結果、内容は承認された。

【総会概要】

○日時：令和 7 年 2 月 20 日

○会場：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14 階 岸清一メモリアルルーム

○開催形式：集合及びオンライン形式併用

〈意見〉

なし

議題 5. 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」認証制度の進捗状況について

事務局から、認証制度の進捗状況について、認定料、運用開始に向けたスケジュール案、認証制度に関する質問および対応案並びに各タイプの進捗状況について説明した。協議の結果、説明内容については承認され、引き続きワーキンググループにおいて検討を進めていくこととなった。

〈主な意見〉

○認証制度を今後活用していただくために、ブロック別クラブネットワークアクション等で今後説明する機会があると思うが、どのように説明するかを考える必要があるのではないかと。登録制度もなかなか普及していないなかで、シンプルにこの制度の趣旨や認証に申請することにどのようなメリットがあるのか、クラブ関係者に理解していただけるような説明が求められると考える。

○登録や認証制度のメリット創出は課題である。部活動の地域クラブ移行に関して、現状進んでいるクラブもあれば、進んでいないクラブもある。例えば認証を受けたクラブが、部活動地域クラブ移行に関して何らかのインセンティブがあるような仕組みを生み出すこともこの制度のメリット創出になり得るのではないかと。また、市町村単位でクラブ側からこれらの制度を用いたメリットを独自で生み出していくようなアプローチも必要だと感じている。

○部活動・学校連携タイプと介護予防タイプを同時に始めることは難しいのではないかと。介護予防タイプについてはまだ基準を検討している段階なので、運用開始のスケジュールを遅らせてもよいのではないかと。

○行政からの委託を受け、介護事業を実施しているクラブと意見交換をすると、認証申請をする際かなりの業務量があると、申請するクラブは少ないのではないかと感じる。認証はある程度の実績があるクラブに対する制度だと思うので、例えば、クラブマネージャーの人件費の半分は助成できるような仕組みを作るなど、スポーツ庁をはじめ関係機関と連携してメリットを創出できるようなアプローチが、SC 全国ネットワークとしても必要ではないかと。認証には申請料と認定料を徴収することもあり、メリットの創出は欠かせない。クラブから市町村

にアプローチすることも大切だが、SC 全国ネットワークという大きな組織があるからこそ、組織として関係機関にアプローチをしていく姿勢を見せていくことが必要である。

○現場でクラブに関わる人たちが今後も継続的に関わっていける仕組みを作らなければならない。そのうえで、SC 全国ネットワークとしてもメリット創出に向けてアクションを取っているという姿勢をブロック別ネットワークアクションやクラブ支援ミーティング等を通じてクラブに関わる方々にも示す必要があると考える。

報告 1. 令和 6 年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会専門部会の取組について

事務局から、企画部会、広報部会、男女共同参画部会の 3 部会の取組について、各部会での協議内容を中心に説明した。

〈意見〉

なし

報告 2. 令和 6 年度第 2 回地域スポーツクラブ育成委員会の報告

事務局から、去る令和 6 年 9 月 11 日に開催した令和 6 年度第 2 回地域スポーツクラブ育成委員会を取り扱った事項のうち、本常任幹事会で議題としていない「生涯スポーツ功労者表彰(総合型クラブ育成指導者)候補者 推薦候補者選考基準の改定」について報告した。

【主な改定内容】

推薦候補者選考基準における候補者選考上の留意事項の記載内容について、総合型クラブで活躍する多くの方を表彰できるよう、「総合型クラブでの活動歴が10年以上あること」、「都道府県内で候補者が複数いる場合は若手指導者や女性指導者の推薦に配慮すること」に改定

〈意見〉

なし

報告 3. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会役員選出のスケジュールについて

事務局から、令和 7 年度の総合型クラブ全国協議会役員選出のスケジュールについて、以下の通りとなることを報告した。

※令和 9 年度日本スポーツ協会定時評議員会(令和 9 年 6 月下旬頃)終結時まで

年月		任期	都道府県総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会	総合型地域スポーツクラブ 全国協議会	日本スポーツ協会
令和 6 年	10 月	令和 5・6 年度役員任期			
	11 月		代表委員を選出		
	12 月				
令和 7 年	1 月				
	2 月			【総会 R6 第2回】 ・新代表委員の選出状況の 確認	
	3 月		ブロック別に代表委員の中から 常任幹事候補者を互選		
	4 月				
	5 月			【常任幹事会 R7 第 1 回】 ・新ブロック代表常任幹事 候補者の確認	
	6 月				
	7 月	令和 7・8 年度役員任期※			【地域スポーツクラブ育成委員会 R7 第 2 回】 ・ブロック代表常任幹事を承認(9 名) ・学識経験の常任幹事を承認(7～9 名) ・正副幹事長の承認は委員長に一任 ・委員長が常任幹事を委嘱
				【常任幹事会 R7 第 2 回】 ・正副幹事長を互選	
	8 月				委員長が正副幹事長を委嘱
	9 月				
	10 月				

報告 4. スポーツ少年団との連携について

事務局から、総合型クラブとスポーツ少年団との連携体制構築の進捗状況として、令和 6 年 9 月 30 日(水)に第 1 回地域スポーツ連携促進会議を開催したことを報告した。

〈主な意見〉

○会議では自クラブのスポーツ少年団との連携の実態について説明した。地域に応じて多様な連携の形があると思うので、今後、事例をたくさんの方に共有することが連携促進につながるのではないかと。また、一連の部活動改革も連携を進める契機となると考えている。

○現場レベルでいうと競技志向に行き過ぎてしまったり、大会に出るためだけに少年団を作ったりとスポーツ少年団や総合型クラブの理念と乖離した活動が行われてしまっている実態もあり、両者の連携は欠かせないと考える。そのため都道府県、市町村、クラブや少年団それぞれの役割を改めて整理する必要があると会議で発言した。また、クラブマネージャー等のクラブ運営を担っている人たちの立場を社会的に認知された職業として確立する必要性があることも言及した。

○スポーツ少年団と総合型クラブの両方に所属する立場として、会議ではスポーツ少年団と総合型クラブのお互いの理念や仕組みを十分に理解したうえで今後の連携を進めていくことが重要であると発言した。

※「登録クラブ個人情報の取扱い」改定対照表

改定前	改定後
当協会では、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用により取得した個人情報を、<u>以下の業務および利用目的に必要な範囲で利用いたします</u>。なお、当協会の個人情報保護方針は、当協会ホームページ等をご覧ください。 1. 個人情報の利用目的について 取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、登録クラブ代表者の承諾なく、他の目的には利用いたしません。 ・登録クラブ登録手続きのため。 ・登録状況確認のため ・研修会開催案内等の送付のため。 ・登録クラブに有益だと考えられる各種情報の提供するため。 ・登録クラブに対するサービス向上等を目的とした調査のため。 ・その他、登録クラブの登録業務に関連して必要な場合。 2. 個人情報の共同利用について 当協会は、下記のとおり個人情報を共同利用いたします。 <共同利用する者の範囲> 都道府県体育・スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、都道府県・市区町村行政、広域スポーツセンター、都道府県の域内におけるスポーツの振興を目的とする都道府県の出資又は拠出により設立された公益財団法人及び一般財団法人 <共同利用する目的> ・登録クラブ登録手続きのため。 ・登録状況確認のため	当協会では、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用により取得した個人情報を、<u>当協会個人情報保護方針をはじめとする関連諸規程に加え、以下に記載する内容に基づき、適正に取扱うことといたします</u>。なお、当協会の個人情報保護方針<u>および関連諸規程</u>は、当協会ホームページ等をご覧ください。 1. 個人情報の利用目的について 取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用<u>します</u>。 ・登録クラブ登録手続き ・登録状況の<u>確認</u> ・研修会開催案内等の送付 ・登録クラブに有益だと考えられる各種情報の提供 ・登録クラブに対するサービス向上等を目的とした調査 ・その他、登録クラブの登録業務に関連して必要な場合 2. 個人情報の共同利用について 当協会は、下記のとおり個人情報を共同利用いたします。 <u><共同して利用される個人情報の項目></u> <u>取得した個人情報の全て</u> <共同利用する者の範囲> 都道府県体育・スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 <u>※当該クラブが所在する都道府県の組織に限る</u> <共同利用する目的> <u>「1. 個人情報の利用目的について」に記載の内容</u> <u><管理責任者の名称、住所及び代表者氏名></u> <u>公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤 利明</u> <u>〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2</u> <u>JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE</u>

・研修会開催案内等の送付のため。 ・登録クラブに有益だと考えられる各種情報の提供するため。 ・登録クラブに対するサービス向上等を目的とした調査のため。 ・その他、登録クラブの登録業務に関連して必要な場合。 3. 個人情報の第三者提供について 取得した個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者にその提供及び取扱いを委託することはありません。 ①登録クラブ代表者の事前の承諾を得た場合 ②1の利用目的に必要な範囲で個人情報の取扱いを委託する場合 ③法令の定めにより提供を求められた場合 4. 個人情報の開示等について 個人情報等の開示、変更、削除の求めがあった場合には、登録クラブ代表者ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。 5. お問い合わせ窓口 公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部クラブ育成課 TEL:03-6910-5815 / FAX:03-6910-5820 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	3. 個人情報の委託について <u>当協会及び共同利用団体は、利用目的の達成のために必要な業務を第三者に委託する場合、委託先との間で個人情報保護に関する契約を締結する等、必要な措置を講じたうえで委託いたします。</u> 4. 個人情報の開示等について 個人情報等の開示、変更、削除の求めがあった場合には、<u>ご本人であることを確認したうえで、対応いたします。これらの請求については、「5.お問い合わせ窓口」に記載の連絡先にご連絡ください。</u> 5. お問い合わせ窓口 公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部クラブ育成課 TEL:03-6910-5815 / FAX:03-6910-5820 / <u>E-Mail:sc-info@japan-sports.or.jp</u> 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
--	---